物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「物価連動国債」を「平成十七年十二月三十一日までに発行された物価連動国債」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「第十五号」を「第十四号」に改める。

附　則

この規則は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第三十二号）及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十九日から適用する。

平成二十六年十一月二十七日

金融庁長官　細溝　清史

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第一条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を次のように改正する。

第四十九条第七項第一号ハ中「四半期の一期前の四半期内」を「最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の一期前の最終指定親会社四半期内」に改め、同条第八項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第七十六条第二項第一号ニ中「四半期の一期前の四半期内」を「最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内」に改め、同項第一号の二中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第百四十三条第七項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第二百十九条第二項第五号ロ中「四半期より短いデータを四半期データ」を「最終指定親会社四半期より短いデータを最終指定親会社四半期データ」に改め、同条第四項第六号中「四半期収益」を「最終指定親会社四半期収益」に改め、同項第八号中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第二百四十八条の七第二項及び第二百四十八条の八第二項第六号中「四半期の一期前の四半期内」を「最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内」に改める。

第二百八十条の十第四項第六号中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第二条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改め、同条第三項中「四半期の」を「最終指定親会社四半期の」に改める。

○総務省告示第四百七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、在イラク日本国大使、在シリア日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在南スーダン日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在リビア日本国大使、在リベリア日本国大使、在レソト日本国大使、在カラチ日本国総領事、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第四百八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使（在バンガロール領事事務所を管理する場合を除く。）	
在コルカタ日本国総領事	